



農業委員選挙制度の課題と 道路建設計画の今後について

農業委員の選挙について

問 農業委員会委員の選挙に伴う選挙人名簿の閲覧は一般選挙と異なりできないとされているが、候補者として誰が選挙人名簿に登録されているかは一番必要とされる。市では閲覧について今後どのように対処するのか。

答 農業委員会委員の選挙は、農業委員会に関する法律に基づき公職選挙法を準用して行われているが、一部適用されていない部分がある。その一つに、農業委員会選挙人名簿の閲覧については、公職選挙法を準用していないため閲覧ができないことになっている。

また、市の情報公開制度においても、農業委員会選挙人名簿は個人情報の非開示事項に該当し閲覧はできないことになっているのでご理解を願いたい。

農業委員会委員選挙の有権者は通常の選挙の有権者と資格が異なり、議会議員選挙の有権者と比較し18%、1万2000人になる。そのため、市議会議

友部池野辺線道路 新設について

問 この路線については、前回質問したところ、合併特例債を導入し10年を目安に完成させたいとの答弁であった。今年度の予定と全体的な道順についての計画は。

答 この路線は友部駅方面と池野辺地域を結ぶ路線で、新市建設計画に位置づけされている道路である。

通過ルートは、小原地内の国道50号から池野辺地内の県道真端水戸線に至るまでの主長3.0のES路線である。

18年度、友部地区の路線測量と設計を行い、笠間地区の地元説明会などを開催したところである。

19年度、友部地区では用地取得、笠間地区では用地測量を行い、地権者の同意が得られれば用地取得に入りたい。

旧笠間市石井山王下道路について

問 10年前から計画され、地権者に対してすくなくも完成させるような話をしたが、今もって施行されていない。現在の状況と今後の見通しはどのようになっているのか。

答 この道路は、石井北部寺崎地区土地区画整理事業地内の幹線道路来栖寺崎線を起点として、国道50号線の笠間市総司公園入り口までの延長約700mの都市計画道路である。

延長700mのうち土地区画整理事業地内の200mの区間については既に整備が完了し、残り480m区間については未整備の状況である。

この区間については、将来の住宅需要や周辺市街地の宅地化の進行状況などを勘案し、面的整備を視野に入れながら検討が必要とされる。また、現在の社会経済状況等を考えると、すぐの事業化は難しいと判断されている。

新設道路の設置条件について

問 道路拡張については、たくさん出ている申請に対し優先順位を決めて改良工事を進められていることは承知しているが、道路拡張の際、地権者がこぞって土地を無償提供した場合、工事の順位を上げて拡張工事をしてくれるのか。

答 都市建設部長
生活道路の整備については、区長などからの要望に基づき、通学路や交通危険箇所などの緊急性の高い箇所から順次整備しているところである。土地の無償提供は、用地の協力度制という観点から事業者の手ための要素として大変重要なことであるので、十分配慮しつつ総合的に検討し、進めていきたい。

「はなさか」のシステムや立入禁止の条件とは何か。

答 「はなさか」の管理運営については、笠間市社会福祉協議会が行っており、施設の使用規定を設け、管理規定を図っている。

「この家」は「はなさか」について

問 先日「この家」は「はなさか」でレジオネラ菌が発見され、大変驚いたが、執行部の努力により、すぐに解決された。毎日賑わっている「はなさか」だが、そのお客様の中心に「立入禁止」と言われた方がおり、大変憤慨している。この「はなさか」のシステムや立入禁止の条件とは何か。

答 福祉事務所長
「はなさか」の管理運営については、笠間市社会福祉協議会が行っており、施設の使用規定を設け、管理規定を図っている。

管理規定上の使用制限については3項目の規定があり、①公益を害し、または秩序を犯すおそれがあるとき。②営利を目的として催事を行うおそれがあるとき。③その他管理上支障があるときは使用を許可しないものとなっている。

立入禁止と言われた方についての対応は、指定管理者である社会福祉協議会と協議をもち、速やかに話し合いたい。



新市建設計画に位置づけされている「友部池野辺線」

税負担増の実態と組織見直しに伴う住民サービスの低下への危惧

市報かさまと笠間市告示338号について



問

①19年度から実施される住民税について「住民税は殊に所得が低い人への負担増になる」との回答があった。市報かさまには、「税の移しかえなので所得税と住民税の負担は基本的に変わらな」とあり、実態は違うのでは。

②19年1月1日施行された「審議会などの会議の公開に関する指針を次のように定める」とする笠間市告示338号が公開されていない。公開は市政に理解を深めるために必要であり、市民が傍聴しやすい配慮として必要ではないか。

答

総務部長

①住民税は、平成18年度の老年者控除の廃止と、定率減税の減額があり、さらに平成19年度には定率減税が廃止となる。19年度実施される税源の移譲では、1年間の所得が変わらなければ、個人の税負担は基本的には変わらないが、定率減税の廃止により税の負担増はある。②この告示は「笠間市情報公開条例の規定」に基づき、具体的な公開方法や開催案内など規定するものであり、広報かさまなどで周知してきた。この制度に基づき、関係各課において、会議の案内を事前に公表し、傍聴席を設け、公開している。

行政組織機構の見直しと地域の活性化について

問

総合支所を置き、地域住民への行政サービスを充実させると合併時に強調してきたが、今回の行政組織条例の支所機能の見直しは、地域住民サービスの低下となるのでは。

答

市長

今回の行政組織機構の見直しは、指揮命令系統を明確にし、本所機能の強化と支所との連携を図り、本所の課の統合、新設などにより事務事業の効率化を図るといった基本的な考えのもとで行っている。支所機能は、支所の一部事務事業を本所に統合、支所機能を合理化し、市民に直接関係する課は従来とおり残り、市民のニーズに十分対応できる組織としており、サービスの低下にはならないと考えている。

問

地域の老人会、運動会、祭りなどの今後に不安の声が聞かれる。街の活性化は地域の人たちが協働し支え合う地域の取り組みが重要であると考えているが、いかがか。

答

市民生活部長

市民と行政が目標や課題を共有し、互いの役割を認識しながら一体となったまちづくりを行っていく必要がある。市民と行政の協働を行うためには地域住民への説明責任、積極的な市民参加、多様化する

市民ニーズに的確に対応するなど地域の特性を生かした効果的・効果的な取り組みが必要と考えている。

地方交付税と市債について

問

今年度から算定基準が一部変更される地方交付税。市に影響があるか。また、合併特例債の国負担は地方交付税に上乗せされるが、地方交付税が年々減額する中で、合併特例債200億円の計画を見直す必要があるのでは。また、今年度一般会計予算における市債は35億円、支出の公債費が利子を含め25億円と、前年に比べ市債が15億円上積みされ、19年度は全体で550億円を超えるという。年々増える市債の返済計画は。

答

総務部長

18年度交付税をベースに試算した結果、8200万円が増額となる見込みである。また、合併協議会で検討された200億円の事業財源として、約30億円の合併特例債を借り入れる予定。計画の見直しは市の総合計画の実施により、必要に応じて対応していきたい。また、市債は、合併特例債事業の実施に伴い、残高は一時増加するが、実質公債比率などを勘案しながら、総合計画に基づき財政計画を策定する予定である。

答

産業経済部長

市内の猟友会の協力を得て、合計101頭を駆除したが、被害調査は、地域や県東南農業共済組合、笠間地域農業改良普及センターなどと連携を深めながら、農作物被害の状況について実態の把握に努めていきたい。今年度は広域対策協議会を組織する12市町で二音駆除を含め広域的な対策を講じていくことになっている。具体的には、被害の状況把握や現状分析のための情報収集、マップの作成、一音駆除、捕獲機材や防護設備の導入を図る。

「エコフロンティアかさま」と大郷戸の残土処理について

問

①操業から1年が経過しエコフロンティアかさまでは、処分場内に貯留水が一時期4万トン、現在も2万トン近くある。今後埋め立てが進んだときに大量の水が貯留し処理能力を超え処分場全体の安全性に問題を引き起こすのではないかと。②監視委員会委員の選出について全市的な規模での公募などで、委員の人選を見直す予定があるか。③大郷戸の焼却施設解体後の敷地内と鍋田池の汚染土壌の検査と搬出計画はどうか。

答

市民生活部長

①現在、処分場には昨年の予想以上の大雨により1万5千トンの雨水が貯留している。放出には下水道との排水協定があり、1日最大400トンの放流基準があるため、貯留の状況にあわせた埋め立てが進めば埋め立て物の中に水が表面水はなくなる。今後七、貯留水の処理については適正処理するようエコフロンティアかさまに要請していきたい。②監視委員会委員については、監視委員会設置要綱に基づき、目的に沿って活動していただいているので、委員の選出の見直しについては考えていない。③大郷戸の清掃センターの残土搬出については20年度（つまり）までに撤去することで地元の方には説明をしている。また、鍋田池の水質検査と底の泥については、茨城県薬剤師会公衆衛生検査センターで年2回検査を行っており、基準値以内となっている。



地域のイベントのひとつ「友部地区ソフトボール大会」

厳しい経済環境下での予算編成について



●市民の暮らしと予算編成について

問 この5年間で年収200万円以下の労働者が157万人増加し、生活保護世帯は27万世帯増えた。笠間市の場合、人口千人当りの生活保護を受けている割合は、58人で高い水準になっている。この現状を市長はどのように捉えているか。

答 市長 地方では景気にばらつきが見られ、依然として厳しい地域経済環境にある。そのような中で、関係機関と連携しながら就労支援の展開と、生活保護制度の適正な運用による最低限の生活保障と自立支援などに努めている。

問 国の税源移譲に伴い、自主財源の確保の重要性や税負担の公平性を確保する観点から、滞納整理や滞納処分を強化しているが、地方自治法では、地方公共の秩序を維持し、住民及び滞在者の安全、健康及び福祉を保持することになっているが、その観点から、滞納者からの税の徴収姿勢を改めることを求める。

答 市長 納税は国民の義務であ

るにもかかわらず、所得や財産があるのに納税の意志のない方もいる。そのような方へ、税の公正公平性を保つため、戸別訪問や納税相談を進め滞納処分を行うものである。滞納処分をすることによってその生活を書しく窮迫させる恐れがある場合には、処分の停止もしている。市民の暮らしを破壊するのに手をかすものでは全くない。

問 旧3市町で、地方債残高に大きな差があった。公平公正の観点から、旧友部町市民に対して補償するのか。

答 市長 1市2町の合併について、それぞれプラス面、マイナス面を含め合併協議を十分にを行い、新設合併を行ったので、一部地域に対して補償するという考えはない。

問 次世代育成支援対策として、就学前の医療費の所得制限を無くした完全無料

化と、医療費無料化の小学校卒業まで拡大をしていただきたい。

答 市長 合併を機に、乳幼児医療、妊産婦医療費、母子家庭、父子家庭医療費、重度心身障害者医療費とマル福の全区分に行き渡り市独自の単独事業として、マル福自己負担の肩がわりを実施した。現時点において、所得制限の撤廃、支給年齢の拡大は考えていない。

●乗合タクシーの導入について

問 新交通システム運行の具体化は評価する。実施に当たり、低料金負担で障害者やお年寄りの乗降が容易にでき、市民だれもが利用でき、運行の対象を市内全域とするなどについてご予定しているか。

答 市長公室長 市民や民間交通事業者などで構成する笠間市地域公共交通会議を設置し、全市域を対象に、乗合車両によるデマンド交通システムを適正な利用者負担により運営したい。

●住民の命と健康を守る国保に

問 税制改革に連動して国保税の大幅値上げが生じ、低所得者に重い負担に

なっている。国保加入者の負担を軽くするため、一般会計から市独自の国保特別会計へ繰り入れを実施すべきであり、必要な規定を見直し、国保税の引き下げを求める。

また、国保の滞納者に対しての保険証の取り上げ、また短期保険証の交付など、改善に努められたい。

答 市民生活部長 国保税の標準化を達成し、低所得には7割、5割、2割の軽減措置を実施し、低所得者への負担の軽減を図っている。被保険者資格証明書の交付は、納税相談などに応じず懸賞滞納者であると認められる者である。

●行き届いた教育を

問 全国学力調査、学習指導状況調査は、競争の教育、序列化を一層進め、学校間競争を生み出すのではないかと

個人情報漏えいの問題があると思うが。

答 教育長 全国的な義務教育の機会均等とその維持向上の観点から、これからの指導の改善に生かしていく資料とするものであり、実施上の問題はないと考えている。

●課税のあり方について

問 農家の所得申告が収支計算方式で行うことになり、収支記載欄に減価償却費の記載がなく、空欄になっていた。用紙を改め、適正にできるように改善すべき。

答 総務部長 本年度から収支による申告が義務化され、収支内訳書には、減価償却費の対象の固定資産状況の記載欄があり、記載漏れのないように周知を図っていききたい。



友部駅から笠間地区へ運行されている周遊バス



信号機の設置とマル福の所得制限の撤廃について

●岩間工業団地の交差点に信号機を

問 岩間工業団地内で交通事故が頻繁に起きている。団地内市道に信号機を設置願いたい。

答 市民生活部長 一時停止標識がある岩間工業団地内の市道の交差点では、一時停止を怠るドライバーが多く、警察署でも重点的に取り締まっています。

信号機の設置は、岩間工業団地連絡協議会から要望され、昨年の月市長名で笠間警察署長に要望したところである。

しかし、以前にもこの交差点の信号機設置を要望しているが、通勤帯には交通量が多いものの、昼間は交通量が少ないため、設置には至っていない。

●マル福における所得制限の撤廃を

問 近年晩婚化が進み、40代で子供が生まれ、既に給料が高く、所得制限によりマル福が利用できない人が多くいる中で、所得制限を撤廃してはどうか。撤廃が無理であれば、所得制限の上限を上げては

どうか。

答 市民生活部長 所得制限の撤廃は、県内において実施している自治体もあるが、当市では、合併を機に市単独事業としてマル福自己負担の外来、入院、食事を全額支給しており、現時点では所得制限の撤廃は考えていない。

所得制限の上限を上げることを含め、少子化対策の一環として今後の課題としたい。

●イノシシ駆除対策について

問 イノシシの被害が全国的に広がりを見せ、笠間市全域でも被害が出ている。

イノシシによる被害に悩む茨城、栃木両県の12市町の首長が、2月上旬、「茨城・栃木県境地域鳥獣害防止広域対策協議会」を立ち上げ、鳥獣の捕獲や被害防止に共同で取り組むことになったが、具体的にどのような取り組みがなされたのか。

答 産業経済部長 2月5日に12の市町で協議会が設置され、鳥獣害防止対策として、①被害の実態などを踏まえた新たな対策の推

進、②県域をまたがる広域地域の被害防止対策の推進、③被害防止のための電気柵などの整備や、広域的対策が挙げられている。

問 笠間市では、鳥獣の補助金、猟友会に出す補助金は幾らか。その猟友会が県に鳥獣保護区の見直しを要望を出したら、市から要望があれば、見直すという返答をいただいているので、鳥獣保護区の見直しを願いたい。

答 市民生活部長 19年度予算において、有害鳥獣捕獲関連予算は、有害鳥獣捕獲隊や鳥獣保護員の報酬として144万円、市民への告知看板や、わな、プレートなど70万円、イノシシ・ハクビシン捕獲用わなの購入費21万円となっている。

市内に5カ所ある鳥獣保護区は、県において鳥獣保護事業計画を策定し、19年度から5カ年間の鳥獣保護の基本方針を定め、その中で鳥獣保護区の見直しを行っている。その他、毎年4月に市町村への鳥獣保護区の設定要望を受け付けており、その中で変更することも可能である。鳥獣保護区の見直しは、農林業団体、猟友会、鳥獣保護員、区長など地元関係者の意見を踏まえ、対処していきたい。

●新笠間市が誕生し11年を迎えて

問 新笠間市が誕生して、市民から「合併してよかった」という声が聞かれない。手数料などが上がり、補助金はカットされた。特に岩間地区の防犯灯の補助金がカットされたが、その理由は何か。

答 市民生活部長 合併協議において、補助制度は統一するというところで調製方針が定められた。防犯灯は、防犯意識の高まりとともに設置要望が多く、通学路など各区で設置管理することが困難なものは市で設置し、行政区の中は区で設置することで統一した。また、区が設置するときは、補助金として設置費用

の3分の2以内とし、電柱に設置するときは1万6000円以内、柱を立てて設置する場合4万円以内、1地区年間15万円以内ということも定めた。

旧岩間町の防犯灯維持補助金は、旧岩間町独自の制度であるため、統一する目的で19年度から廃止することになった。

しかし、合併前の旧岩間町設置分は19灯で、合併後の地区設置数は29灯であり、さらに通学路として市が設置したものが27灯である。区の設置分は補助制度を利用していたとき、市は、下校時における通学路の安全を確保し、市民の安心感を高めるため、防犯灯を整備していきたい。



信号機が設置されていない岩間工業団地内の交差点

市のこれからの治山事業について



● 山林の整備について

問 山林には、地球温暖化の防止など多くのすぐれた機能がある。市では、山林の割合が、県全体の27.7%より多いにもかかわらず、市の予算に占める林業費の割合は0.25%である。治山についてどう考えているのか。

答 市長 治山事業は、昔から国土を守る大切なこととして位置づけられてきた。現在も、特に山林の占める割合が大きい本市にとって重要な課題であると認識している。

市の林業予算の割合は0.25%であるが、治山事業は、主に県が事業を実施しており、18年度の当市内での治山事業は、本戸地区内の砂防ダムの整備や、箱田地内などで間伐を実施している。

また、植栽、下刈り、枝打ち、間伐などの森林整備は、県において主に造林事業を実施しており、18年度の市内における整備は、植栽、下刈り、間伐、枝打ちが行われている。

また、市が実施している森林整備としては、県の補助制度を

活用し、間伐を主とした事業の力所、間伐作業道1路線の開設であり、その他、担い手対策や森林愛護運動を推進するソフト事業を実施している。また、市単独補助事業として、笠間森林組合が森林所有者へ指導・助言するための補助や、間伐作業道補修費の補助などがある。

今後、森林のもつ公益的機能を維持増進させていくため、より適切な森林整備が図られるよう、関係機関と連携を強化していきたい。

問 新聞報道では、県は、笠間市を含め10市町を対象に、間伐材供給可能量を調査し、そのうち5市町で林業団地を整備すること。市は、この5市町に含まれるのか。

答 産業経済部長 この林業団地整備事業は、森林管理のコスト低減を図りながら、間伐材の円滑な供給体制確立を図る森林団地のモデル整備事業である。

内容はまだ未確定ながら、市で森林団地の整備が行われることが想定されるので、今後も県や関係機関との連携を強化し、森林所有者などの意向などを取り入れながら、実施に向け、引き続き働きかけていきたい。

問 林道の整備をもっと数多く積極的に行うべきではないか。

答 産業経済部長 林道整備は、主に森林や林産物の生産確保、山林経済の振興を目的に進められてきているが、林家の担い手不足や木材価格の低迷などにより、森林が手入れされず、荒廃が進んでいるのが現状。

整備にあたり、合併時の基本的事項により、地区からの100%同意、土地の無償提供、完成後の地元の管理を条件としており、今後は、採択要件に沿い、国・県の補助制度を活用していく。

問 若者や退職者に、山での作業に魅力をもってもらうため、行政も積極的に関与し、森林組合や森林ボランティアなどの組織の拡充を図るべきではないか。

答 産業経済部長 今後6年以内に間伐の実施が望まれる森林は、概ね1万5000haとされており、間伐には森林組合や森林ボランティアなどの協力が必要である。このためにも、森林組合やボランティア団体に対し、さらなる支援を検討し、組織の強化・拡充を図り、森林の保全と育成を目指したい。

問 手入れされていない平地林は、「ミ」の投資場所にしたい。

火災発生時には延焼を助長することにもなるので、行政が所有者の許可を得て、シルバー人材センターに登録された人たちに除伐作業を行っていただき、補助金を支給するような仕組みを作るべきではないか。

答 産業経済部長 市では、県の補助事業である平地林保全整備事業により、民有林などの整備を行っている。この事業は、森林所有者の費用負担が伴うことなどにより、除伐などが停滞し、ごみの不法投棄の誘発にもつながっている。指摘された新たな制度は、今後導入が予定される森林環境税を視野に入れ、新たな県の補助制度を活用する方向で検討していきたい。

問 農地・水・環境向上をはかる団体に対し、国・県・市がバックアップする

仕組みができたが、農地・水に山林を加え、もっと息の長い施策をとるべく、国・県に働きかけるべきではないか。

答 産業経済部長 この「農地・水・環境保全向上対策事業」は、農業従事者の減少などにより、農家だけで水田や水路を管理していくことが困難になってきている現状を背景に、身近な水田や水路などを、農家・非農家を含め、地域全体で維持管理を図っていく制度である。

山林に関しては、森林環境税の県条例の制定を予定しているとの情報があり、森林育成や霞ヶ浦の水質保全に充てる計画となっている。

整備が進められている林道「本戸前山線」



食育の推進と安全な農産物の供給について



●食育基本法による食育推進計画の作成について

問

食に関する環境は悪化をたどっているといつても過言ではない。食の偏りと不規則な食事などに、授業に集中できない、また成人病の予備軍がみられるなど子供の生活に悪影響を及ぼしている。成人においてもメタボリックシンドロームの症状が増えているなどの状況にある。これらを踏まえて、最高の予防医学ともいわれ、医療費の削減にもつながる「食育」を通して、市民一人ひとりの食に対する意識を高め、子供が食の犠牲にならないようにするために、食育推進計画を早急に作成すべきではないか。

答

市長
国では、18年3月に「食育推進計画」が策定され、都道府県、市町村レベルの作成について努力目標になっていることから、県では食育推進計画を現在作成している。市は、食育推進計画について、健全な食生活の実践、食料生産への理解、食文化の継承、食品の安全確保などを総合的かつ計画的に推進す

るための指針となり得るものと考えている。今後、家庭、学校、地域、保健医療、農業・食品関連業者など関係機関と幅広く協議し、食育推進計画の策定に向け取り組んでいきたい。

問

実際に教育現場であつた事例として、きちんと朝食を食べて授業に出席したほうが、生徒が生き生きとした生活を送れるということを目にした。こうした事例や、県の手引書などを十分に参考にし、教育現場にも取り入れ、子供を食育の面からも教育していくべきではないか。

答

教育長
18年3月に制定された食育基本法では、教育機関での取り組みが重要視されている。食育は、子供たちの健康面に限らず、文化や心の教育にも大きな関わりがあり、食育における学校教育の重要性を認識している。現在、学校における食の指導は、健康教育の一環として、給食の時間での栄養指導をはじめ、学校教育活動全体を通して行っているが、子供たちに望ましい食習慣を身につけさせるには、家庭での健康な食のあり方が重要であり、保護者と学校側との連携、支援体制が不可欠で

ある。今後とも、保護者への啓発活動に力を入れて取り組んでいきたい。

問

保健センターでの健康のための食への取り組みや食育改善推進員の活動など、地域における食に関する方向性や現状なども伺いたい。また、「健康日本21」という国の政策が打ち出されたことにより、県レベルで「健康いばらき21プラン」が出されたが、笠間市の状況はどうなっているのか。健康について真剣に取り組む必要があると考えるが、現状とこれらについて伺いたい。

答

保健衛生部長
3地区の保健センターに管理栄養士を置き、栄養教育、子供の食育、保護者への食に対する意識向上などの研修を行っている。また、成人病の方や高齢者に対し、バランスのよい食事や正しい食習慣・知識の習得を通じて、食生活改善のために取り組んでいる。食生活改善推進員は、今年全地区統合して新笠間市食改善推進協議会を設立し、推進員は市内に233名いる。そのような状況の中で、他方面での健康づくりとあわせて食生活の改善に取り組む、市の食育推進計画についても今後、関係機関、関係部署との協議を重ねながら、前向きな形で進めていきたい。また、「健康日本21」については、12年3月31日の厚生省事務次官通達により、

各自自治体でも進めるようにこのことで市でも検討したが、まだ作成には至っていない。県内でもその計画を作成したのは18年4月現在で44市町村のうち17市町村という状況である。

●有機農業の推進について

問

食生活が身体の健康に大きな影響を及ぼし、安全で良質な農産物の需要が増えている。生産者と消費者が信頼関係を構築し、化学肥料や農薬を使用しない農産物を供給できるような政策について伺う。

答

産業経済部長
堆肥などによる土づくりを十分にいき、化学肥料や農薬に依存しない栽培方法で農産物を生産する農業（有機農業）は、技術的にはまだ困難な面も多く、体系化されていないのが

現状で、市内での実践者は3名である。有機農業は、生産性、収益性が低く、販路も限定的で、有機農産物として販売するには、JASの認証を得る必要もある。近年、消費者の安全安心な農産物を求める志向は高まりつつあり、できる限り化学肥料や合成農薬を減らし、堆肥を十分に用いての農法の推進を図り、自然環境の保全にも配慮した持続的な農業を関係機関などに呼びかけ推進していきたい。



メタボリックシンドローム予防を呼びかけるポスター



指定管理者制度と子供の放課後対策事業について

笠間市の指定管理者制度の問題点を指摘

問 ①市の施設で指定管理者制度導入の現状は。②今後導入を想定している施設はあるか。③ほとんどが従来の委託先が指定管理者となっている。民間業者が既存の委託先団体と同じ土俵で競える公正な競争の仕組みになっているのか。また、選定委員会における委員構成と選定作業は。

答 ①導入を検討する対象施設は76施設、そのうち、既に14施設で導入している。②今後、すべての施設について導入を検討するようになっている。③選定にあたっては、指定管理者選定審議会において、平等な利用の確保、施設の利用を最大限発揮でき、施設の管理に係る経費の縮減が図られるよう、施設の管理を安定的に行える能力があるかなど総合的に審査し、その管甲を尊重し、公正に選定している。選定審議会には、民間と行政からの計8名の委員で構成されている。

問 ①導入検討対象施設は、全ての施設ということだが、赤字が出ている市立病院、放課後児童クラブや公民館などは含まれるのか。②選定委員には、利用者の代表や公認会計士、税理士などが入っているのか。③指定管理者には地方自治法の兼業禁止が適用されないが、市長・議員を含めて兼業を禁止すべきと思うがどうか。④法律的に議会への報告は義務付けられていないが、議会へも報告してほしい。

答 ①病院や公民館も含まれている。具体的に新たな方針が決まりしだい報告したい。②利用者あるいは学識経験者はいるが、公認会計士・税理士等はいないので次回の改選時期の検討課題とした。③指定管理者の選定にあたっては地方自治法の兼業禁止規定が適用されないが、より公平性、透明性を確保する観点から地方自治法の規定に準じた取り扱いにより応募の制限を加えることが適当と考えている。④議会への実績報告は、決算で監査報告の意見を付して報告しているのと、この現在考えていないが、今後の検討課題として。

問 ①実施要綱に明確な規定がない放課後児童クラブの指導員の資格の現状と採用後の研修、新人や障害のある児童を担当する指導員の研修はどのようにしているか。②放課後児童クラブへの障害のある児童受け入れの現状と体制はどのようにしているか。実施要綱に障害のある児童の保育に関する条項がないが、作るべきでは。③児童クラブごとの保護者会の組織化と児童クラブ連絡協議会の設立、保育時間の延長(午後7時まで)の必要性を再三再四言ってきたがなぜ未だに実現しないのか。

答 ①指導員は、保育士、幼稚園・小・中・高の免許を有する者、高校卒業後2年以上児童福祉事業に従事した者となっている。これらの資格を有する市の指導員は、59人中45人。指導員の研修は、昨年普通救命講習会や県の研修に参加しており、今後も積極的に参加し、実施する予定。また、障害のある児童への対応として、内原養護学校の協力を得て研修する予定。②障害のある児童の受け入れ状況は、14クラブ中4クラブに6名を受け入れている。障害のある児童に関する条項がないのは、障害の程度が一人一人違ってもに、障害のある児童であることとを公にしてほしくないなど保護者に十分な配慮を要するため、

「放課後児童クラブ」に対する市の責任を問う

問 「市長が認めた者」という範囲で受け入れているので、明確な基準は必要ないと考える。③保護者会は、保護者が自主性を発揮して開催運営することが望ましいが、連携や情報交換は大切であり、今後とも密にしていきたい。保育時間は午後6時30分までとなっているが、7時、8時に保護者が迎えにくるようなどともある。保護者にお渡しするまでお預かりしている状況であるので、あえて規定を設ける必要はないと考える。

問 ①学童保育とこのも学校とも違う。資格を持っている指導員についても、上乗せの研修が必要。指導員に指導する能力・スキルをきちんと備えるということも行政の責任ではないのか。②7時まで預けたいけれども預けられないという事実がある。きちんと実施要綱の中に延長保育を謳っていないからではないか。③全国どこでも障害のある児童を受け入れる場合には、専門家も含めた受け入れの検討委員会をつくって受け入れ可否を決めている。実施要綱の中に障害のある児童の受け入れについての条項を盛り込むべき。

答 ②午後7時まで延長するのは親にとってはいいかもしれないが、子どもにとってはあまりいい環境ではないと判断されるので、保護者とも協議しながら延長保育が本当にいいのかわりかも含めて検討していきたい。③現在受け入れている障害のある児童は、就学指導委員会等での十分学校で耐えられるという判断に基づいて普通学校に就学しているので、児童クラブのなかでも一緒にやっている児童である。障害のある児童の入所に応じて指導員も1〜2名加配している。



放課後の子供たちのための「児童クラブ」

市の入札制度の現状と課題、 地場産業の振興策について



●電子入札制度 導入について

問

電子入札制度導入の
決断に至った利点とは
何か。また欠点は。導入した場
合、参加業者の与信管理は誰が
行うのか。さらに弊害発生
時のシミュレーションはされて
いるのか。されているのであれば
どのような弊害を予測してい
るのか。

答

総務部長

利点は、①インター
ネットでのデータのやりとりを
することで、ペーパーレス化、
事務の簡素化及び費用の縮減が
図られる。②入札参加業者同士
が顔を合わせる機会が減り、不
正行為防止につながる。③イン
ターネット上で入札に関する情
報が入手できることで参加しや
すくなり競争性が高まる。一方
で欠点としては、①初年度の導
入費用が高額で毎年利用料がか
かり、さらにインターネット環
境のない会社が入札に参加がで
きない。②業者同士の連絡のと
りあいの防止までにはいきな
い。以上が挙げられる。

しかし市としては、当初か
ら全ての工事について電子
入札を導入するのではなく、

3000万円以上の大規模な一
般競争入札から実施し、参加業
者の環境・問題などを考慮した
上で、順次拡大していきたいと
考えている。

電子入札は、現在の郵便入札
をより発展させたもので、参加
条件設定や契約時の保証、前払
金の保証方法は変わらない。
信用力の管理方法は、市の独自
の審査は困難であるため、国や
県が決算期ごとに総合的に点数
化した経営事項審査結果の点数
を入札に参加する条件設定の一
つとして設定している。さらに、
500万円以上の工事の場合には、
契約時に保証会社、金融機
関、損害保証会社などの保証を
必要とし、前払いをするべきも
同様としている。

既に実施している県及び他市
では、これといった弊害は生じ
ていない。ただ、閲覧に必要な
ソフトウェアの違いなどによ
り、不具合が生じる可能性もあ
るので、事前説明会やシミュ
レーションを実施するなど準備
を万全にする必要がある。その
中で、役所・業者双方において
どのような弊害・問題が発生す
るのかを確認し、万一の場合に
備え、本入札でも対応できるよ
う、現在の郵便入札と同様の準

備はしておきたい。

●産業の振興策について

問

市長の施政方針演説
の中で、産業振興策が
示された。市の地場産業でもあ
る建設業、建築業、管工事業と
造園業についての具体的な振興
策を伺いたい。

答

総務部長

建設業関係において
は、市の発注工事などで市内業
者に配慮した発注体系をとるこ
とにより、市内業者の育成を
図っている。

答

経済産業部長

現在の商工業に対する
振興策としては、市内の中小企
業に対する融資制度がある。
この制度資金に対し、市では利
子補給を、年1%を限度に実施
し、総額で390万円になって
いる。このほか、茨城県信用保
証協会の保証料に対する補給金
891万円も負担し、合計で
1281万円となり、中小企業
対策として支援している。今後
も、中小企業の振興の観点から、
企業経営の安定に向けた金融政
策の支援を商工会と連携して推
進していきたい。

問

隣接市町の入札条件
において、笠間市のよ
うなルールを適用している例が
あるのか。また新笠間市になっ
て、大型工事になればなるほど
地元業者が参加しにくくなる環

境やルールがあると思われる
が、その経緯と考え方は。さら
に、合併から今日まで市が発注
した工事における地元業者の落
札金額を示されたい。

答

総務部長

隣接市町においては、
一般競争入札で金額の設定はあ
るものの、市内及び県内隣接市
町に本店、支店及び営業所を有
する者という明確な表現はな
く、場合によってその都度条件設
定をしているようである。大型
工事については合併協議におい
て旧笠間市の制度を基本に協議
し、特に旧友部に関しての急激
な変化になるということを十分
考慮に入れ、現在の2000万
円で発注したという経緯がある。
また落札業者については、3月
7日現在で、市内業者142件
14億747万6000円、市外
業者15件8億8050万5000

問

地場産業に対し、他
の市町よりも有利に競
争ができる政策はあるか。また、
入札のルールは状況に応じ当然
見直すべき認識はあるか。

答

総務部長

2000万円から
3000万円までは市内のみで
の実施なので、他の市町よりは
優先していると思う。旧笠間市
を基本に出発した入札制度は、
様々なデータや社会情勢などを
参考に選考委員会の中で十分協
議して、最もよい方法を確認し
ながら、進んでいくものと認識
している。



友部地区と岩間地区を結ぶ大古山橋の建設



新たな交通システムの導入 とごみ収集問題について

●デマンド方式の市バス運行について

問

計画段階の「デマンド方式の市バス運行」について、①デマンド方式とは何か②全体の概要③利用料金④開始時期⑤バス会社などの兼ね合いはどうか。以上の点について説明願いたい。

答

市長公室長
乗り合い車両により、自宅から目的地までドアからドアへの送迎を行うシステムを、全市を対象に複数のエリアで分割した上で運行し、19年秋ごろの導入を目標にしている。利用料金や運行時間、総事業費用など具体的な内容は、地域公共交通会議で協議し、先進事例などを参考にしながら決定していきたい。新たな交通システムの導入となる以上、現在の公共交通の維持確保などの課題もあり、交通機関との協議、調整を進めていきたい。

●祝祭日などのごみの収集は

問

祝祭日、振替休日のごみ収集を実施し、大勢の方から、「便利になった」

と喜びの声が寄せられている。「3袋の強度と色の問題、また、剪定した小枝などを出す方法はどうなったか。

答

市長
市民から強い要望があった。友部と岩間地区での祝祭日、振替休日のごみ収集については、年末年始を除き、この4月から年12回実施する。「3袋の色は、総合的に判断して、今と同じで実施することになった。強度厚みは、原料に少なめ原油高の影響もあり、現行とおりにした。剪定した小枝の出方は、長さ50cm以内、太さ15cm以内で切断して、指定ごみ袋に入らないものについては、個人で環境センターへ直接持ち込むようお願い。

●笠間市の財政は

問

夕張市が破綻したが、笠間市では、国の三位一体の改革で、国からの補助金などのへらい削減され、どのように穴埋めしたのか。

答

総務部長
18年度と比較すると、国の補助金は2億8000万円の減となる。地方交付税は2億4500万4000円の減である。税源の移譲、定率減税

廃止の関係では、所得譲与税減税補てん債がなくなり、さらに地方特例交付金が減額され、約8億5000万円の減となっている。これに対し、住民税の影響額、定率減税廃止の影響額、税源移譲分の影響分、合計で削減額とほぼ同額と見込んでいる。

問

笠間市の財政の健全度は、企業会計などを含めた実質公債費比率12.5%で、県内32市の中で4番目によい数値となっている。

答

各種団体への補助金の減額は、法人会、商工会、文化会など33団体、金額にして874万2000円減となる。財政力指数は0.6で、県内32市中23番目、また財政運営の弾力性を示す經常収支比率はほぼ90%で、弾力性もそれほどあるとは言えない感じであり、この後、毎年国からの移譲がなくなるとさらさら悪化するの懸念がある。

問

市民に示している今後10年間の試算表では、特に公債費では25年度がピークになっているが、今後、国の補助金あるいは交付税関係の動向を見ながら、適切に運営していく。いかにして一般財源を少なくして事業をやるか、そういう中で財政運営をやっていくは、少なくとも今後10年間は、大きな影響が出るのではないと思う。

●産業廃棄物の処理対策は

問

笠間市では、畜産農家、酪農家、養鶏業者などが家畜のふん尿処理に苦しんでいる。また、近隣住民から、異臭・悪臭などで困っているとの声もあり、これらの問題に対し、何らかの対策をとっているのか。

答

産業経済部長
家畜ふん尿処理施設の整備促進や畜産農家と稲作農家との連携による土づくりの推進とあわせ、定期的な農家の巡回指導を行うとともに、苦情などが寄せられた場合には、現地調査や指導をしていく。

問

栃木県の芳賀町では、生ごみおがくず・ふん尿と一緒に処理して堆肥をつくっているところがある。そういう処理業者などを誘致できないか。

答

産業経済部長
芳賀町はこのシステムは、市民・あるいは飲食業者、そして農業者が一体となったシステムであり、なかなか難しい事業である。システム導入には、環境に対する市民意識高揚、堆肥の販売、収入支出などさまざまな問題をクリアしなければならぬ。また、施設の建設費や維持管理費など経費の問題を言え、関係部署と調査研究していきたい。



友部と岩間地区で実施される「祝祭日、振替休日のごみ収集」

友部駅周辺の整備計画と職員 の適正管理について



●友部駅南北自由通路開通後の整備計画は

問

長年の要望があった友部駅橋上化及び南北自由通路が、去る3月4日に完成された。友部駅を中心とした周辺地域の整備を今後どのような計画のもとに進めていく予定なのか。新たな交通拠点となる駅周辺地区の基盤整備が進められている中、今後どのように駅北地域の発展とあわせて笠間市の発展につなげていくのか。

答

市長
友部駅南北自由通路の整備を中核とする駅周辺整備事業は、駅前広場、駅北線、北口駐車場を、国庫補助事業であるまちづくり交付金事業を導入し、20年度の完了を目指し、進めている。これらに加え、南友部地区では住みよい居住環境を創出するため、地区計画を都市計画決定したところであり、これに沿って建物の誘導や下水道の整備を行っている。また、総合計画の中で、まちづくりの目標に文化交流都市づくりを掲げており、新笠間市の新しい顔の一つとして文化交流都市づくりを積極的に行っていく。

問

友部駅北側の整備に伴う幹線道路、幅員20mの駅北線と県道杉崎友部線の整備の今後の見通しは。

答

都市建設部長
駅北線は、駅前通りとして、新市のシンボリック的通路となるよう整備したい。そのうち、駅北口広場から県道杉崎友部線までの区間は19年度中の完成を目指し、杉崎友部線から市道友部1級1号線までの区間は20年度末の開通を目指す。また、南友部地区内の市道友部2級4号線と国道355号を結ぶ新設路線（南友部〜平町）はルートの調査と設計を行っており、19年度中に用地取得に着手したい。

問

南友部地区の公共下水道の進捗状況と今後の計画は。また、南友部地区の公共下水道認可区域の面積と認可区域に入っていない宿・久保地域の認可をどのように考え、何年の認可を計画しているのか。

答

上下水道部長
道路改良工事と合わせて管渠敷設工事を進めており、今後道路改良工事と合わせて進めていく。また、南友部地区の公共下水道認可面積は55haを取得しており、下流工事の進捗状況を

考慮し、上流にあたる宿・久保地域の認可拡大を考えていく。

●指定管理者制度導入による職員の余剰は

問

指定管理者制度導入や機構改革などによる余剰職員が生じると感じる。合併により人員削減や定員の適正化をしなければならぬ。しかし、新たに20年4月職員を11名採用したいとのことだが、その内訳はどのようになっているのか。

答

市長
指定管理者制度を適用し運営した際には、その職員を他の業務へ配置転換する。また、市民の多様化、複雑化する行政需要に対応する責務を果たすことができる体制を維持した上で職員の定員適正化計画が必要であり、計画最終年度平成22年において、総職員数7800人、純減率8%以上を目標とする計画を策定したところであるが、新規採用者については、直接市民の生命、財産に関わる消防職や医療職について、基本的に退職者を補充する考えであり、事務職員については、定員計画策定時の退職予定者の半数程度となっている。今後、勸奨退職者の増加、指定管理者制度の活用、機構改革など行財政改革の進行などを見据えた上で、定員適正化計画を毎年見直し、目標数値

を修正していきたい。

●税収の推移は

問

納税組合への報償金の廃止から約1年が経過したが、税収の状況はどうなっているのか。また、納期前全納報償金を廃止したいとのことだが、それに代わるものがあるのか。あわせて滞納整理の状況も伺う。

答

総務部長
12月段階で前年と比較すると、税収は0.68%増加している。解散による影響は余り見られない。滞納整理の状況は、水戸県税事務所との合同滞納整理、2人一組での臨戸訪問を実施し、さらに茨城租税管理機構へ事業の移管をした。また、前納報奨金制度は、納税意欲の向上と歳入の早期確保を図る観点から有意義であるが、近年、各自治体において、歳入の削減を

図る観点から廃止する自治体が増えている。今後、市の行政改革委員会の意見を十分踏まえ、結論を出したい。

問

納税組合が解散して、徴収率がよくなった要因は何だったのか。また、税徴収率改善にどのような対策を講じていくのか。

答

総務部長
早い段階から、組合にかわって口座振替制度の促進PRをしてきており、この結果、口座振替件数が伸びてきている。さらに、納税課を新設し、収納業務に力を入れたことも影響していると思う。今後は、滞納額の圧縮や徴収率向上に向け、県との人事交流制度により、新たに徴収分野の職員を迎え入れ、納税課職員の増員を図り、研修会など積極的に参加し、専門的な知識を深め、徴収率の向上に向けて対応していきたい。



建設が進められる友部駅北口広場



地域間格差の無い新市づくりと エコフロンティアかさまについて

●合併時の協定 内容について

問 対等合併後1年にお
いては、地域間格差を
無くするためには、旧1市2町間
で相互にそれぞれを尊重し、信
頼を築くことが必要。旧3市町
1・1・1を基本とした新市つ
くりが推進されているか。

答 新設合併後、市は、早
期に市民が一体感を実感できる
まちづくりに取り組んできた。
その中で、それぞれ3地区が特
徴を生かしたまちづくりを進め
ていくことが大変重要だと考え
ている。一方、旧市町の行政サ
ービスの差異を早期に統一・解消
し、全笠間市民へ公平なサービ
スを提供できるよう取り組み、
市民生活に大きな影響を及ぼさ
ないよう、サービス水準の確保
と向上に努めてきた。総合計画
に基づき、今後、旧市町間の垣
根を取った幹線道路や公立学校
の施設整備などに重点を置き、
公平公正な一つのまちづくりに
向けて取り組んでいきたい。ま
た、議員をはじめ、市民の意見
を幅広く取り入れていきたい。

問 合併の目的は一体化
であるが、行政改革の

中で、機構改革を断行する市長
は、わずか1年で、支所の扱い
を変えてしまうのではないかと
危惧を抱く。すべてが本庁に集
約されてしまうようにも感じ
る。支所をどうしていくのか。
特に老朽化がすすむ笠間支所の
今後は。

答 今回の機構改革において
る支所組織の見直しにおいて
は、住民へのサービス低下にな
らないように十分配慮し、住民
が直接窓口として利用する課な
どは今ままでおり残している。
今後見直しの必要があった場合
でも、この点を念頭において進
めていきたい。

旧笠間・岩間の住民が行政
サービスを受ける上で支所の存
在は重要であり、廃止する考え
はない。支所長も、兼務ではあ
るが、残っており、本庁との指
揮命令系統の中で、総務部長の
管轄に支所長を加えること、
業務が効率的かつ効果的に進む
という考え方でいい。

年間4000万円もの維持費
がかかっている笠間支所につい
ては、支所を廃止するといっ
たのではなく、老朽化した建物を
どうしていくかは、大きな課題
の一つだと認識しており、議論

している。
していきたい。

●エコフロンティアか さまの運営について

問 施設の運営にあた
り、地域への貢献とし
て今後どのような展開を想定し
ているのか。市長は、地域発展
のために必要不可欠と確信し、
推進してきたはずである。具体
的な地域づくりの構想はいかな
るものか。

答 この事業は、当時、環
境問題、旧笠間市のゴミ処理問
題などを考えた上で推進してき
たことは間違いない。ただ、こ
ろも変わってきた。施設が稼動
している現状、まだまだ
地元の方すべてに理解を得られ
るところまでは至っていないの
で、引き続き話し合いを続け、
地元要望を含めて地域振興の取
り組みをしていきたい。

施設方針の中で、「地
元の地域振興並びに環
境保全などの締結に向け引き続
き地域の方と合意形成に努め
る」としているが、地域のため
の物、金という考え方はなく、
理解を得る努力をもつとすべき
ではないか。また、大きな経済
効果があるのであれば、市の発
展のために環境に関係する施設
を全国に発信してはどうか。

答 市長
まだまだ努力不足のと

ころもあると思う。今後理解
をいただけるように取り組みた
い。また市民の要望の中にも施
設を環境学習の場としてはどう
かという意見があり、環境学習
コーナーを設置し、展示などを
行っているが、今後PRを徹
底しながら、環境学習の理解を
深めるような取り組みもしてい
きたい。

●入札制度の問題点 と見直し点について

問 全国的に露呈してい
る入札に関する問題に
ついて、問題を明確にした上で、
新年度における入札制度の見直
しをどのように考えているのか

答 市長
昨年法が改正され、談
合に關与した公務員に対する
刑事罰が科せられるようになった

問 設計価格を100と
したとき、何%で予定
価格を設定しているのか。

答 総務部長
基本的には、設計額
に

予定価格。工事内容によっては
3%前後を歩切りし、数字を調
整している場合もある。しかし、
基本的には設計額に予定価格で
国からも指導されており、新年
度の全体的な入札制度を見直す
中で、検討していきたい。



廃棄物の適正処理の促進を図る「エコフロンティアかさま」



通学路の安全性対策と認定 農業者の拡大政策について

通学路の危険箇所 について

問 通学路は、一般道、生活道でもあるが、施政方針の中でも、生活道路の整備は、交通危険箇所や緊急性の高い路線を優先に整備することある。通学路の危険箇所は昨年712箇所と聞いており、道路の整備や改善、防犯灯の設置、不審者に対する安全対策などにより改善されていると思われるが、地域の方がすべてわかっているとは思わない。私は、子供の目線で通学路の危険箇所は改善しては思っているが、地域の危険箇所でもあるので、地域の理解も必要と考える。危険箇所の分布などもしっかり示しながら改善しては考えている。その通学路の危険箇所の改善については19年度予算措置がなされていると思うが、何箇所改善されるのか。また、数値目標を決めて毎年改善してはどうか。

答 教育次長

通学路の危険箇所とは、通学に利用している道路の見通しが悪い、交通量が多い、狭い、街頭がなく暗い道や人家がなくまたは少なく一人一人なる道、過去に不審者が出没し

ていたというような箇所などである。このうち交通量が多いとか、一人になる道、不審者の対応は、学校をはじめとして、警察や地元関係者、保護者の協力を得て、子供たちへの指導、注意をしながら安全確保に努めているところである。また、信濃、横断歩道、防犯灯などの安全施設の設定は、地域の安全確保でもあるので、地域の区長などへ改善をお願いするとともに、関係各課とも協議しながらその解消に努めているところである。

答 都市建設部長

歩道設置などの道路構造の改善箇所については、笠間地区においては佐城小学校に通じる市道飯田寄居線の道路の拡幅、友部地区においては大原小学校前の友部市道1級3号線の歩道設置、岩間地区においては岩間中学校に通じる新渡戸地内の岩間市道1級7号線の道路拡幅など市内全体で15箇所の整備を予定している。今後とも、教育委員会などと連絡調整を図りながら適切に整備していきたい。

認定農業者について

問 笠間の農業の未来は、地域の農業の担

手である認定農業者と集落農業の組織づくりの拡大にあると考えている。合併により、笠間市の認定農業者の組織化は早急の課題であり、認定農業者の拡大は行政が推進するものと考えている。3市町の認定農業者に対する行政の配慮はどのように行っているのか。

答 産業経済部長

現在、市内には153名の認定農業者があり、行政の支援策の一つとして、認定農業者が効率的かつ安定的な農業経営を行うための各種資金等の低利融資、さらに認定農業者育成確保資金の制度資金の利子の助成をしている。

また、19年度から始まる品目横断的経営安定対策事業で、認定農業者の加入要件である経営面積4ha以上の確保など加入促進に向けた支援も行っている。また、認定農業者の組織として、認定農業者会の設立への支援も行っている。

認定農業者の役割は、地域農業の担い手としてますます重要となっていくので、担い手の育成や経営面積の確保など集落営農を視野に入れた支援策をとってきたい。

福祉バスについて

問 笠間地区で福祉バスを長年運行しており、市民からいろいろな意見が出て

いた。デマンド交通システムで細かい運行ができると思われるが、笠間・友部・岩間といった3地区の地域性があるなかで、その生活圏は配慮しているのか。

答 福祉事務所長

現在運行している福祉バスにおいて、地域をもう少し細かく回してほしいとの要望が出ていたが、その笠間地区のルートの改善はあるか。また、料金も無料で長年運行しているが、今後も無料で維持するのか。

新たな交通システムは、ドアからドアへの送迎を可能にするきめ細かな運行サービスが実現されると考え、現行の福祉バスを新交通システムに切り替えていくことが望ましいのではないかと考えている。また、利用料については、新交通システムにおいて、一定の利用料金を負担したくないことになっている。福祉部門としては、生活弱者の利用料金について、今後の会議の中で無料化について訴えながら十分に努力していきたい。



登下校の子供たちの安全を守る通学路